

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都足立区関原1丁目14-2

氏名 竹下産業株式会社

代表取締役 竹下 敏史

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和8年1月28日

千代田区長の名において
東京二十三区清掃協議会
会長 吉住 健

記

- | | | |
|---|--------------|------------------------------|
| 1 | 取り扱う一般廃棄物の種類 | 普通ごみ |
| 2 | 事業の区分 | 収集・運搬(保管・積替えを除く。) |
| 3 | 運搬先 | 区長の指定する処理施設 |
| 4 | 作業場所 | 千代田区の区域内 |
| 5 | 許可期間 | 令和8年2月1日 から
令和10年1月31日 まで |
| 6 | 許可の条件 | |

本許可証は、許可の更新によるものであり、
交付日から効力を有する。

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千代田区長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に千代田区を被告として（訴訟において千代田区を代表する者は千代田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。また、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分（上記1の審査請求をした場合にはそれに対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。3 上記1及び2の期間を経過してしまった場合でも、そのことに正当な理由があるときは、なお審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。